



# 鳥取県公報

平成15年4月18日(金)  
号外第69号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

告 示	農業近代化資金の利子補給率の一部改正(257)(経営支援課).....	1
	中山間地域活性化資金の貸付利率等の一部改正(258)( ).....	2
	漁業経営維持安定資金の貸付利率等の一部改正(259)(水産課).....	2
	漁業経営安定資金の貸付利率等の一部改正(260)( ).....	3

## 告 示

### 鳥取県告示第257号

平成8年鳥取県告示第247号(農業近代化資金の利子補給率について)の一部を次のように改正する。

平成15年4月18日前に鳥取県農業近代化資金利子補給規則(昭和37年鳥取県規則第2号)第3条の規定による利子補給契約に基づき利子補給について知事の承認の行われている農業近代化資金については、なお従前の例による。

平成15年4月18日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後		改 正 前																			
<b>2 規則第2条第2項の規定により上乗せする率</b>		<b>2 規則第2条第2項の規定により上乗せする率</b>																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th>利子補給率を上乗せする場合</th> <th>上乗せする率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市町村が規則第2条第2項第1号に規定する利子補給金(償還期限が9年以内であるものに限る。)を年0.05パーセントの割合で交付する場合</td> <td>年0.05パーセント</td> </tr> <tr> <td>市町村が規則第2条第2項第1号に規定する利子補給金(償還期限が9年を超え11年以内であるものに限る。)を年0.075パーセントの割合で交付する場合</td> <td>年0.075パーセント</td> </tr> <tr> <td>市町村が規則第2条第2項第1号に規定する利子補給金(償還期限が11年を超え14年以内であるものに限る。)を年0.125パーセントの割合で交付する場合</td> <td>年0.125パーセント</td> </tr> <tr> <td>市町村が規則第2条第2項第1号に規定する利子補給金(償還期限が14年を超え15年以内であるものに限る。)を年0.175パーセントの割合で交付する場合</td> <td>年0.175パーセント</td> </tr> <tr> <td>市町村が規則第2条第2項第2号に規定する利子補給金を年0.2パーセントの割合で交付する場合</td> <td>年0.2パーセント</td> </tr> </tbody> </table>	利子補給率を上乗せする場合	上乗せする率	市町村が規則第2条第2項第1号に規定する利子補給金(償還期限が9年以内であるものに限る。)を年0.05パーセントの割合で交付する場合	年0.05パーセント	市町村が規則第2条第2項第1号に規定する利子補給金(償還期限が9年を超え11年以内であるものに限る。)を年0.075パーセントの割合で交付する場合	年0.075パーセント	市町村が規則第2条第2項第1号に規定する利子補給金(償還期限が11年を超え14年以内であるものに限る。)を年0.125パーセントの割合で交付する場合	年0.125パーセント	市町村が規則第2条第2項第1号に規定する利子補給金(償還期限が14年を超え15年以内であるものに限る。)を年0.175パーセントの割合で交付する場合	年0.175パーセント	市町村が規則第2条第2項第2号に規定する利子補給金を年0.2パーセントの割合で交付する場合	年0.2パーセント	<table border="1"> <thead> <tr> <th>利子補給率を上乗せする場合</th> <th>上乗せする率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市町村が規則第2条第2項第1号に規定する利子補給金(償還期限が12年以内であるものに限る。)を年0.125パーセントの割合で交付する場合</td> <td>年0.125パーセント</td> </tr> <tr> <td>市町村が規則第2条第2項第1号に規定する利子補給金(償還期限が12年を超え15年以内であるものに限る。)を年0.175パーセントの割合で交付する場合</td> <td>年0.175パーセント</td> </tr> <tr> <td>市町村が規則第2条第2項第2号に規定する利子補給金を年0.25パーセントの割合で交付する場合</td> <td>年0.25パーセント</td> </tr> </tbody> </table>	利子補給率を上乗せする場合	上乗せする率	市町村が規則第2条第2項第1号に規定する利子補給金(償還期限が12年以内であるものに限る。)を年0.125パーセントの割合で交付する場合	年0.125パーセント	市町村が規則第2条第2項第1号に規定する利子補給金(償還期限が12年を超え15年以内であるものに限る。)を年0.175パーセントの割合で交付する場合	年0.175パーセント	市町村が規則第2条第2項第2号に規定する利子補給金を年0.25パーセントの割合で交付する場合	年0.25パーセント
利子補給率を上乗せする場合	上乗せする率																				
市町村が規則第2条第2項第1号に規定する利子補給金(償還期限が9年以内であるものに限る。)を年0.05パーセントの割合で交付する場合	年0.05パーセント																				
市町村が規則第2条第2項第1号に規定する利子補給金(償還期限が9年を超え11年以内であるものに限る。)を年0.075パーセントの割合で交付する場合	年0.075パーセント																				
市町村が規則第2条第2項第1号に規定する利子補給金(償還期限が11年を超え14年以内であるものに限る。)を年0.125パーセントの割合で交付する場合	年0.125パーセント																				
市町村が規則第2条第2項第1号に規定する利子補給金(償還期限が14年を超え15年以内であるものに限る。)を年0.175パーセントの割合で交付する場合	年0.175パーセント																				
市町村が規則第2条第2項第2号に規定する利子補給金を年0.2パーセントの割合で交付する場合	年0.2パーセント																				
利子補給率を上乗せする場合	上乗せする率																				
市町村が規則第2条第2項第1号に規定する利子補給金(償還期限が12年以内であるものに限る。)を年0.125パーセントの割合で交付する場合	年0.125パーセント																				
市町村が規則第2条第2項第1号に規定する利子補給金(償還期限が12年を超え15年以内であるものに限る。)を年0.175パーセントの割合で交付する場合	年0.175パーセント																				
市町村が規則第2条第2項第2号に規定する利子補給金を年0.25パーセントの割合で交付する場合	年0.25パーセント																				

鳥取県告示第258号

平成8年鳥取県告示第249号(中山間地域活性化資金の貸付利率等について)の一部を次のように改正する。

平成15年4月18日前に鳥取県中山間地域活性化資金利子補給規則(平成2年鳥取県規則第58号)第5条の規定による利子補給契約に基づき利子補給について知事の承認の行われている中山間地域活性化資金については、なお従前の例による。

平成15年4月18日

鳥取県知事 片山善博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改正後					改正前							
中山間地域活性化資金の種類等	貸付期間	貸付利率	利子補給率		中山間地域活性化資金の種類等	貸付期間	貸付利率	利子補給率				
			規則第2条第3項第1号、第3号及び第5号に掲げる融資機関が貸し付ける場合	規則第2条第3項第2号、第4号、第6号及び第7号に掲げる融資機関が貸し付ける場合				規則第2条第3項第1号、第3号及び第5号に掲げる融資機関が貸し付ける場合	規則第2条第3項第2号、第4号、第6号及び第7号に掲げる融資機関が貸し付ける場合			
1 加工流通施設整備資金	(1) 大企業以外の者に貸し付ける場合	ア 貸付金のうち2億7,000万円以下の部分	9年以内	年0.85パーセント以内	年1.3パーセント	年0.55パーセント	12年以内	年1.0パーセント以内	年1.25パーセント	年0.5パーセント		
			9年超11年以内	年0.9パーセント以内	年1.25パーセント	年0.5パーセント			12年超15年以内	年1.1パーセント以内	年1.15パーセント	年0.4パーセント
			11年超14年以内	年1.0パーセント以内	年1.15パーセント	年0.4パーセント			14年超15年以内	年1.1パーセント以内	年1.0パーセント	年0.25パーセント
			14年超15年以内	年1.1パーセント以内	年1.05パーセント	年0.3パーセント						
			イ 貸付金のうち2億7,000万円を超える部分	9年以内	年1.15パーセント以内	年1.0パーセント						
	9年超11年以内	年1.25パーセント以内	年0.9パーセント	年0.15パーセント	9年超11年以内	年1.25パーセント以内	年0.9パーセント	年0.15パーセント				
	11年超14年以内	年1.25パーセント以内	年0.9パーセント	年0.15パーセント	11年超14年以内	年1.25パーセント以内	年0.9パーセント	年0.15パーセント				
	14年超15年以内	年1.35パーセント以内	年0.8パーセント	年0.05パーセント	14年超15年以内	年1.35パーセント以内	年0.8パーセント	年0.05パーセント				
	(2) 大企業に貸し付ける場合	9年以内	年1.4パーセント以内	年0.8パーセント	年0.05パーセント	9年以内	年1.5パーセント以内	年0.75パーセント				
		9年超11年以内	年1.4パーセント以内	年0.75パーセント		9年超11年以内	年1.6パーセント以内	年0.65パーセント				
11年超14年以内		年1.5パーセント以内	年0.65パーセント		11年超14年以内	年1.6パーセント以内	年0.65パーセント					
14年超15年以内		年1.6パーセント以内	年0.55パーセント		14年超15年以内	年1.6パーセント以内	年0.65パーセント					
14年超15年以内		年1.6パーセント以内	年0.55パーセント									
2 保健機能増進施設整備資金	(1) 大企業以外の者に貸し付ける場合	ア 貸付金のうち2億7,000万円以下の部分	9年以内	年0.6パーセント以内	年1.55パーセント	年0.6パーセント	12年以内	年0.75パーセント以内	年1.5パーセント	年0.75パーセント		
			9年超11年以内	年0.65パーセント以内	年1.5パーセント	年0.75パーセント			12年超15年以内	年0.85パーセント以内	年1.4パーセント	年0.65パーセント
			11年超14年以内	年0.75パーセント以内	年1.4パーセント	年0.65パーセント			14年超15年以内	年0.85パーセント以内	年1.3パーセント	年0.55パーセント
			14年超15年以内	年0.85パーセント以内	年1.3パーセント	年0.55パーセント						
			イ 貸付金のうち2億7,000万円を超える部分	9年以内	年0.85パーセント以内	年1.3パーセント						
	9年超11年以内	年0.9パーセント以内	年1.25パーセント	年0.5パーセント	9年超11年以内	年1.0パーセント以内	年1.25パーセント	年0.5パーセント				
	11年超14年以内	年1.0パーセント以内	年1.15パーセント	年0.4パーセント	11年超14年以内	年1.1パーセント以内	年1.15パーセント	年0.4パーセント				
	14年超15年以内	年1.1パーセント以内	年1.05パーセント	年0.3パーセント	14年超15年以内	年1.1パーセント以内	年1.05パーセント	年0.3パーセント				
	(2) 大企業に貸し付ける場合	9年以内	年1.1パーセント以内	年1.05パーセント	年0.3パーセント	9年以内	年1.25パーセント以内	年1.0パーセント	年0.25パーセント			
		9年超11年以内	年1.15パーセント以内	年1.0パーセント	年0.25パーセント	9年超11年以内	年1.35パーセント以内	年0.9パーセント	年0.15パーセント			
11年超14年以内		年1.25パーセント以内	年0.9パーセント	年0.15パーセント	11年超14年以内	年1.35パーセント以内	年0.9パーセント	年0.15パーセント				
14年超15年以内		年1.25パーセント以内	年0.9パーセント	年0.15パーセント	14年超15年以内	年1.35パーセント以内	年0.9パーセント	年0.15パーセント				
14年超15年以内		年1.35パーセント以内	年0.8パーセント	年0.05パーセント								
3 生活環境施設整備資金	25年以内	年0.9パーセント以内	年1.25パーセント	年0.5パーセント	3 生活環境施設整備資金	25年以内	年1.0パーセント以内	年1.25パーセント	年0.5パーセント			

備考 略

備考 略

鳥取県告示第259号

平成8年鳥取県告示第251号(漁業経営維持安定資金の貸付利率等について)の一部を次のように改正する。

平成15年4月18日前に貸し付けられた漁業経営維持安定資金については、なお従前の例による。

平成15年4月18日

鳥取県知事 片山善博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後		改 正 前	
貸 付 利 率	利 子 補 給 率	貸 付 利 率	利 子 補 給 率
年0.9パーセント	略	年1.0パーセント	略

**鳥取県告示第260号**

平成8年鳥取県告示第252号（漁業経営安定資金の貸付利率等について）の一部を次のように改正する。  
 平成15年4月18日前に貸し付けられた漁業経営安定資金については、なお従前の例による。

平成15年4月18日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後			改 正 前		
<b>1 規則第2条第3項第3号の貸付利率及び規則第4条の利子補給率</b>			<b>1 規則第2条第3項第3号の貸付利率及び規則第4条の利子補給率</b>		
資 金 の 種 類	貸 付 利 率	利 子 補 給 率	資 金 の 種 類	貸 付 利 率	利 子 補 給 率
規則別表第6号の資金	年1.525パーセント	略	規則別表第6号の資金	年1.625パーセント	略
そ の 他 の 資 金	年0.9パーセント	略	そ の 他 の 資 金	年1.0パーセント	略
<b>2 附則第2項の貸付利率及び利子補給率</b>			<b>2 附則第2項の貸付利率及び利子補給率</b>		
貸付利率	利子補給率		貸付利率	利子補給率	
年0.9パーセント	略		年1.0パーセント	略	

